

ご注意点&お支払い条件

お申し込み方法

弊社所定の契約申込書に必要事項をご記入・ご捺印のうえ保険料を添えて弊社または弊社代理店にご提出ください。

効力の発生と保険期間

責任開始日／保険料を弊社または弊社の代理店にお支払いいただいたことを条件として申込書に記載された保険期間開始日が責任開始日となります。
ただし、当該保険期間開始日以降に保険料が払込まれた場合には、その払込日が保険契約上の責任開始日となります。

保険期間／責任開始日の0時から2年目に迎える契約満了日の24時までとなります。
更新／本保険契約は、当社が別途定める保険料の払込みを条件として更新されるものとします。
更新日の2ヶ月前までに更新案内をお送りします。

通知義務

保険契約者および被保険者は、責任開始日以降に保険証券の記載事項につき変更があると知ったときは、遅滞なく弊社にその内容を告げ、弊社の承認を得なければなりません。万一、当該手続きを怠った場合には、保険金のお支払いができない場合があります。

保険金のお支払いについて

●保険金をお支払いできない主な場合

(借家人総合保障保険、借家人総合賠償責任保険 共通)

- 1.戦争、革命、武装反乱、その他これらに類似の事変・暴動による損害・賠償責任
- 2.核燃料物質もしくは核燃料物質に汚染されたものに起因する事故・賠償責任

(借家人総合保障保険)

- 1.契約者、被保険者、被保険者と同居する者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- 2.契約者、被保険者、または「被保険者のお住まい」の貸主が所有もしくは運転する車両の衝突・接触による損害
- 3.火災・風災・ひょう災・雪災・水害等の事故の際に生じた紛失または盗難による損害
- 4.家財が屋外(自動車内も含みます)にある間に生じた盗難による損害
- 5.家財が、運送業者または寄託の引き受けをする業者に託されている間に生じた事故による損害
- 6.家財の虫食い、ねずみ食い、結露、消耗、磨耗、かび、さび、変質、変色、経年劣化
- 7.地震、噴火またはこれらによる津波による損害(地震火災費用を除きます。)

(借家人総合賠償責任保険)

- 1.契約者、被保険者、被保険者と同居する者または、保険金を受け取る者の故意による損害賠償責任
- 2.地震、噴火、洪水、津波等の天災に起因する損害賠償責任
- 3.被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- 4.被保険者が借受または管理使用する財物の破損に対する損害賠償責任
- 5.被保険者の職務遂行に起因する損害賠償責任
- 6.お住まいに同居する者および親族に対する損害賠償責任
- 7.航空機、船舶、車両または銃器の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任
- 8.被保険者の日常生活において居住の用に供されていない(職務の用に供されている、または別荘)不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

契約にあたっての留意事項

1.保険契約者および被保険者

この保険契約における被保険者(借家人総合賠償責任保険の場合は主となる被保険者)は住居用の一般賃貸借物件の入居者でそのお住まいに係わる世帯主または配偶者の内、保険証券に記載の方とします。ご契約者と被保険者が異なる場合、この書面に記載された保険契約に関する重要な事項について必ず被保険者に対する説明を行って下さい。
・個人契約の場合は契約者と被保険者(借家人総合賠償責任保険の場合は主となる被保険者)は同一者とします。
・借家人総合賠償責任保険における被保険者は主となる被保険者と被保険者のお住まいに同居する者で保険証券に記載の方とします。

2.被保険者のお住まい

被保険者が専ら居住の用に入居している一般賃貸借住宅で、保険証券に記載された建物または戸室をいいます。職務専用部分がある場合は、職務専用部分を含みません。

3.保険の目的

被保険者のお住まい内に収容されている家財(生活の用に供する動産)

●以下に掲げるものは含まれません。

- 1)船舶、航空機、自動車、自動二輪車(原動機付自転車50cc以下のバイクを除きます)
- 2)通貨、預貯金証書(盗難による被害を除きます)、有価証券、切手等
- 3)1個または1組の再調達価額が30万円を超える貴金属、腕時計、宝石、書画骨董等の美術品
- 4)高額家財(1個または1組の再調達価額100万円を超えるもの)
- 5)義歯、義肢またはコンタクトレンズ、メガネ等
- 6)動物および植物等の生物
- 7)本、設計書、証書、帳簿等
- 8)テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピューター用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに準ずる物

万一、事故が発生した場合

ただちに弊社又は弊社の代理店にご通知ください。

また、あらかじめ弊社の承認を得ず示談金や賠償金を支払った場合は、当該保険金につき保険金の全額または一部をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

保険金のご請求に際しては、保険金請求書ならびに、り災証明書等、弊社の指定する書類をご提出いただくことが必要となります。詳しくは、弊社又は弊社代理店にお問い合わせください。

●支払い限度額、免責事由につきましては別途、弊社約款「ご契約のしおり」に記載しております。


その他

本保険契約は年末調整もしくは確定申告の際の地震保険料控除の対象となりません。

このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては約款「ご契約のしおり」に記載されておりますのでご契約の際には重要事項説明書と合わせてご確認ください。また、ご不明な点については取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

事故受付センター ☎0120-267-868

24時間・365日受付

 **アクア少額短期保険株式会社**

本社 〒533-0031 大阪市東淀川区西淡路1-1-32 新大阪アズビル10F
TEL:06-6325-3330 FAX:06-6325-3332
E-mail:info@aqua-ins.com

東京支社 〒102-0074 東京都千代田区九段南1-6-17 千代田会館2F
TEL:03-5212-3303 FAX:03-5212-3304
E-mail:info-tokyo@aqua-ins.com
URL:http://www.aqua-ins.com

取り扱い代理店

入居者総合保障プラン

借家人総合保障保険
借家人総合賠償責任保険



 **アクア少額短期保険株式会社**

入居時からご家族の生活を安心サポートします。

借家人総合保障保険 お住まいの家具など、大切な財産を守ります。

賃貸住宅にお住まいの方専用の総合保障保険です。
 次のような場合に保険金をお支払いします。
 「借家人総合賠償責任保険」と合わせてご契約いただく保険です(セット販売)。

家財保険

- ①火災
- ②落雷
- ③破裂・爆発
- ④風災・ひょう災・雪災(損害が20万円以上となった場合)
※洪水・高潮を除きます。
- ⑤騒じょう及びこれに類似の集団行動に伴う暴力行為、破壊行為
- ⑥外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊
- ⑦給排水設備に生じた事故または他の戸室で生じた水漏れ
- ⑧盗難保険(お住まいの中に置いてあったもの)
※所轄の警察署宛に盗難被害の届出が必要となります。
※家財保険金額の10%が限度額となります
※1個または1組ごとに10万円が限度額となります。
- ⑨水害保険(床上浸水による損害)
※保険金額の70%を限度額として損害額の70%が限度額となります。
- ⑩持出家財保険(日本国内の他の建築物内に一時的に持ち出された家財)
※90万円または保険金額の20%に相当する額のいずれか低い額が限度額となります。
※90万円または保険金額の10%に相当する額のいずれか低い額が限度額となります。ただし1個または1組ごとに10万円が限度額となります。現金等は対象となりません。

<その他>
 残存物片付け費用保険……保険金支払い事故の際の残存物の取り除き、清掃、片付けに必要な費用、保険金額の10%が限度額となります。(実費)
 失火見舞い費用保険……自室より失火し、お隣り様等に被害が及んだときに支払われる費用、保険金の20%を限度額として1被世帯あたり20万円
 地震火災費用保険……地震等により火災が発生し、お住まいが半焼以上となったとき、または損害額が保険金額の80%を超えるときに保険金額の5%(地震保険ではありません。)
 賃借費用保険……事故によってお住まいが半損以上になったとき、臨時(1ヶ月以内)の宿泊先の宿泊費用30万円または被保険者のお住まいの月額家賃の3ヶ月分相当額のいずれか低い額が限度額となります。(実費)
 修理費用保険……上記①～⑥及び⑧の事故で、借戸室を自己負担で修理したとき、保険金額の10%が限度額となります。(実費)
 損害防止費用……例えば消火活動に使用した消火器の再取得費用等(実費)
 ※保険金のお支払いの際に「り災証明書」が必要な場合があります。
 ※それぞれの保険金(損害防止費用含む)が重複して支払われる際の限度額は1,000万円です。

※保険金の内容やお支払いについての詳細は「約款(ご契約のしおり)」を参照ください。

(保険金額設定についての目安)

お住まいの占有面積	簡易家財評価額
17㎡以下	200万円
18㎡～37㎡	400万円
38㎡～55㎡	600万円
56㎡～75㎡	800万円
76㎡以上	900万円

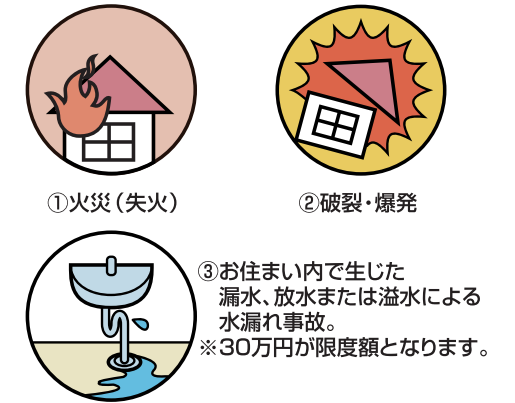
※家財とは
 お客様(入居の方)のお住まい内に収容されている日常生活の用に供する財産、道具類をさします。
 従って、事務所、店舗等の用に供している場合、及び他人から借りているもの等はお支払いの対象にはなりません。

借家人総合賠償責任保険 不慮の事故に伴う費用に備えます。

賃貸住宅にお住まいの方専用の総合賠償責任保険です。
 次のような場合の「あやまっただけでは済まされない」事故をサポートします。
 「借家人総合保障保険」と合わせてご契約いただく保険です(セット販売)。

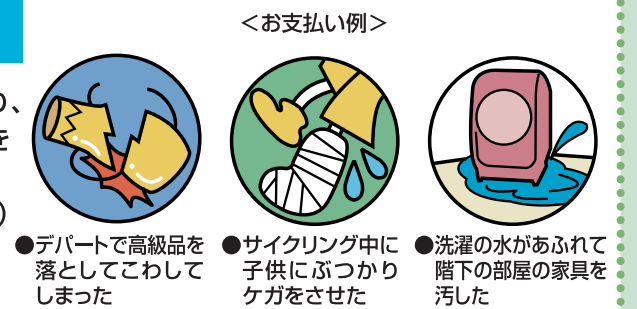
借家人賠償責任保障

被保険者の責めに帰すべき失火、ガス爆発、水漏れ事故により、お住まいに損害を与え、お住まいの貸主に対して法律上の損害賠償責任を負ったとき、保険金をお支払いします。



個人賠償責任保障

日常生活において被保険者が他人にケガをさせたり、他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負ったときに、保険金をお支払いします。
 (自動車による事故の賠償は対象とはなりません。)



借家人総合賠償責任保険保障の範囲と限度額

お客様(入居の方)とご同居の方も保障いたします。
 (同居人の被保険者として保険証券に記載のある方)

保険金額 1,000万円 (保険料:6,200円)

(「借家人賠償責任保険金額」と「個人賠償責任保険金額」が重複して支払われる際の限度額は1,000万円です)

※保険金の内容やお支払いについての詳細は「約款(ご契約のしおり)」を参照ください。

お支払い保険料と保険コースの設定

(お申し込みに当たってのコース設定)

家財保険金額	借家人総合保障保険料	借家人総合賠償責任保険料	合計保険料(2年一時払)
200万円コース	4,800円	6,200円	11,000円
400万円コース	9,600円		15,800円
600万円コース	14,400円		20,600円
800万円コース	19,200円		25,400円
900万円コース	21,600円		27,800円